

## 第 31 回石巻市新型コロナウイルス等対策本部会議 会議要旨

日 時：令和 3 年 1 月 13 日（水）10:00～10:40

会 場：防災センター2 階 多目的ホール

### 次 第

#### [報告事項]

#### 1 石巻市内における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（健康部）

##### ■患者発生状況

市内感染者 104 名【1/12 現在】 ※患者の概要は別紙参照

##### ■国の対応（主に厚生労働省）

- ・予防接種法改正（新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を予防接種法に基づく臨時接種に位置付け [12/9 公布・12/9 施行]）
- ・特別措置法に基づき 1 都 3 県に緊急事態宣言を発令（1/7）  
※1 都 3 県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）期間：1/8（金）～2/7（日）

##### ■県の対応（県民への周知）

- ・特措法第 24 条第 9 項【12/28 午後 10 時～1/12 午前 5 時】  
→営業時間短縮の協力要請  
対象区域：仙台市青葉区国分町 2 丁目及び同区一番町 4 丁目  
対象業種：接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店（カラオケ店等含む）
- ・時短要請相談窓口（コールセンター）の開設（12/23～）
- ・石巻圏域に地域外来・検査センターを設置（12/24～）

##### ■本市の対応（市民への周知・相談体制等の整備）

- ・緊急事態宣言の発令に伴い、新型コロナウイルス等対策本部会議が 1/7 から法令設置に切替
- ・地元新聞社による感染症対策の呼びかけ（12/22、12/23）  
※「年末年始の感染症対策」及び「新型コロナウイルス相談窓口」の周知
- ・石巻市地域外来・検査センターの開設（12/24～）

##### ■新型コロナウイルスに関連する生活・経済支援策等

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の再延長について（12/22 第 18 回庁議）
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）の実施について（12/22 第 18 回庁議）

#### ※質疑

復興政策部長

→新規感染者の感染経路は把握できているのか。

事務局

→これまで、宮城県の公表資料から濃厚接触者等の感染経路は辿ることはできたが、現在は非公表となり辿ることはできない。

----- 異議なし -----

## 2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について（健康部）

- 令和3年1月7日付けで新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がされるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更された。

※基本的対処方針の主な変更内容

- 不要不急の外出・移動自粛の要請、特に20時以降の外出自粛要請を徹底
- 飲食店に対する営業時間の短縮（20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで）の要請
- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）等を協力的に推進
- 学校設置者及び大学等に対して、一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請
- 緊急事態宣言の発出・解除については、「ステージ判断の指標」で機械的に判断するのではなく、総合的に判断すべきことに留意
- その他の主な変更事項  
変異種の関係、ワクチン・予防接種の関係、感染リスクが高まる「5つの場面」の関係、クラスター対策の強化（歓楽街、外国人支援等）、医療機関・高齢者施設等への積極的な検査、偏見・差別等への対応関係

- 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要（第51回政府対策本部決定）

※イベント関係においては、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化（併せて、20時までの営業時間短縮の働きかけ）

- 宮城県災害対策会議（1/9開催）にて、県民に対し「外出の自粛」及び「第2期新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力」を要請することとした。

→外出の自粛要請期間：令和3年1月9日から2月7日まで

※併せて、緊急事態宣言の対象区域以外の地域への移動について、現地の感染状況を踏まえ、慎重に判断するよう要請

→第2期新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮

対象期間：令和3年1月12日午後10時から1月27日午前5時まで

→新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（1/12午後10時～1/27午前5時）

支給額：1施設あたり60万円

----- 異議なし -----

## 3 令和3年1月7日付け緊急事態宣言に伴う職員の出張の取扱いについて（総務部）

必要性が低く、不急の場合はできる限り控えることとし、やむを得ず出張する場合は、最小限の人数で、混雑時や3密を回避するよう心掛けること。

----- 異議なし -----

### [審議事項]

#### 1 所属職員に感染疑い者及び感染者が発生した場合の対応について（健康部）

※主な変更点

（感染疑い者が発生した場合）

[変更前] 本人から所属長に帰国者・接触者外来でPCR検査となる旨の報告

[変更後] 市職員がPCR検査を受ける場合は、本人から所属長に報告

(感染症者が発生した場合)

[変更前] 記者クラブの投込及び記者会見は秘書広報課と調整（健康推進課）

記者会見とマスコミ対応（市長・健康部長等）

[変更後] 感染した市職員については、原則として、年代、性別及び所属部又は所属課を公表する（人事課）。記者クラブへの投込み、マスコミ対応（人事課、健康推進課）

※新たに設けたもの

市庁舎、公共施設内等で勤務している指定管理者又は委託業者の職員についても、同様の取扱いとする。ただし、職員が感染した場合の公表は、指定管理者又は委託業者との協議による。

※質疑

復興政策部長

→通常、復興政策課に取材依頼が入るが、感染した市職員を公表する場合は、健康部・総務部で対応することとなるのか。

総務部長

→庁舎内で職員が感染した場合は人事課が対応し、庁舎の対応等は管財課が行うことを想定している。また、それぞれの施設対応については施設管理課が行い、調整については事務局で対応することとしたい。

半島復興事業部長

→女性職員が少数の職場であれば性別まで公表した場合、特定されてしまう恐れがある。柔軟な対応は可能か。

事務局

→原則、性別も公表となるが、個人が特定される可能性がある場合は、性別を公表しないこととしたい。

福祉部長

→公表については、予め指定管理者または委託業者に説明し、了解をもらう必要があるのか。

事務局

→PCR検査を受ける、陽性者が発生した等の報告の必要性を、予め指定管理者から了解をいただくようお願いしたい。

[その他]

## 1 消防本部からの報告事項

- 警防対策本部会議は昨日（1/12）まで53回開催、各救急隊長とのWEB会議（2回）
- 陽性者救急搬送件数6件（石巻市4、東松島市1、女川1）  
陽性者搬送のため救急車内を養生して使用（7/4から2台運用開始）
- 救急隊が使用している感染防護資機材は充足しており、現在、救急業務に支障をきたしていない
- 消防本部内では感染者は発生していない

## 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る外国人住民への情報提供について（復興政策部）

ひら仮名しか読めない等、言葉の壁で情報を得ることが難しい市内在住の外国人に対し、新型コロナ

新型コロナウイルス感染症に関する情報等について、チラシで周知を図りたいと考えている。

個別に送付を検討しているが、住所等の情報を得るためには、国等の通知文書とともに、本部会議（石巻市）の方針も必要となることから、是非、外国人居住者への情報提供について承認をいただきたい。

【市長】

→外国人住民に積極的に情報提供すべき。本部会議で了承する。よろしくお願ひしたい。

### ○第32回対策本部会議日程

[日時] 令和3年1月27日（水）庁議終了後

[会場] 防災センター2階 多目的ホール

以 上